

介護保険サービス事業者における事故等発生時の報告の取扱い

1 対 象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下、「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告を要する事故等

事業者は、次の①～⑤の場合、加賀市へ報告をする。また、他市町村の利用者にかかる事故等の場合は、加賀市に加え当該被保険者の属する保険者にも報告を行うものとする。

報 告 事 項 区 分		報 告 内 容 説 明
①	死亡に至った事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供による利用者等の死亡事故の発生。 利用者が病気等により死亡した場合、後日トラブルが生じる可能性が認められるものについては報告をするものとする。
②	医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供による利用者等のケガの発生。 事業者側の過失の有無を問わない。 治療の必要がなかった場合であっても、医師の診断（電話等による医師への問合せも含む）を受けたものについては、全て報告をするものとする。
③	食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症、MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合とする。 関連する法に定める届け出義務がある場合は、これに従うものとする。
④	職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の処遇に影響があるものとする。（例、利用者からの預かり金の横領等）
⑤	その他、報告が必要と認められる事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> 例、利用者等の保有する財産を滅失させた等。

（注）「サービスの提供による」とは、送迎・通院中のほか、自損事故も含むものとする。

3 報告の方法

- (1) 事業者は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に加賀市へ電話又は電子メール又はFAXで第1報の報告をする。ただし、死亡事故の場合は速やかに電話での第1報の報告を行い、遅くとも5日以内を目安に電子メール又はFAXで報告をする。
 ※5日以内を目安とする報告は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて

て報告すること。

- (2) 事業者は、その後の状況の変化等必要に応じて、加賀市へ追加の報告を行い、別紙様式内の1から6の項目及び事故の原因分析や再発防止策等を作成次第、文書で報告すること。
- (3) 報告の様式は、別紙「介護保険事業者事故等報告書」を標準とする。

(注) 事故報告を行う場合は、可能な限り別紙様式を使用すること。事業所において用いられている様式の使用及び別紙様式を改変しての使用を妨げるものではないが、その場合であっても、別紙様式の項目を含めること。

4 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次の双方へ報告をする。

- ① 被保険者の属する保険者（市町）
- ② 事業所が所在する保険者（市町）

(注) 報告には個人情報も含まれるため、各市町ではその取扱いに十分注意をすること。

5 報告を受けた場合の対応

加賀市が報告を受けた場合は、事故等に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応に応じて保険者としての必要な対応を行うものとする。

この場合、当該被保険者の属する市町（上記4の①）が主たる対応を行うものとするが、事業者等への事実確認等において必要がある場合は、事業所の所在する市町（上記4の②）と連携を図り対応をするものとする。

【必要な対応例】

① 事業所の事故等に対する対応の確認

→ 必要に応じ事業所の対応への助言を行う。

例えば、事故等への対応が終了していないか、又は、明らかに対応が不十分である場合は、トラブルを未然に防ぐ意味からも必要な指導を行う。

② 県、国保連合会への報告

→ 死亡事故のほか、指定基準違反の恐れがある場合や後日トラブルが発生する可能性がある場合等重要と思われる事故等については、県に報告をするとともに、特別指導が必要な場合には県と連携をとり指導をする。

(※ 県は、市町の受付総件数等について、別途報告を求めることがある。)

また、利用者等から苦情があった場合には、必要に応じ国保連の苦情処理機関と連携を図り対応をする。

6 その他

この取扱いは加賀市の取扱いであり、各市町が既に要領等を定めている場合は、その指示によること。